

# 総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和7年1月20日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の改正について

---

## 資 料

---

改正概要	1
刑法改正の背景	1
拘禁刑創設の背景	1
刑罰の種類	2
本町の条例の一部改正について	3

総 務 課

# 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の改正について

## 1 改正概要

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「改正刑法」という。）が公布され、令和7年6月1日に施行されることに伴い、刑の種類のうち、懲役及び禁錮を統合した「拘禁刑」が創設されます。

本町条例において「懲役」又は「禁錮」という字句を使用する規定は、大きく分けて罰則規定と資格に関する規定の2つに分類され、いずれも「懲役」又は「禁錮」とあるのを「拘禁刑」とする必要があるため、関係条例の規定の一部を改正するものです。

## 2 刑法改正の背景

刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるなど所要の措置を講ずることを目的に、規定の改正を行うものです。

## 3 拘禁刑創設の背景

拘禁刑創設の背景には、今までの禁錮刑及び懲役刑の状況等が影響しています。

禁錮刑とは、受刑者を刑務所に入れ、自由を制限する刑罰ですが、実際には、禁錮刑受刑者でも申し出れば刑務作業を行うことができ、8割以上の禁錮刑受刑者が刑務作業を行っていました。また、懲役刑とは、刑務所に入れた上で、加えて所定の刑務作業を義務として課すという刑罰で、懲役刑での刑務作業は、その名のとおり「懲らしめ」のために作業の義務を課すという意味でしたが、現状は、単なる作業だけでなく、各種の指導や職業訓練なども導入されていました。

以上のことから受刑者の改善更生・社会復帰のための措置という指向を明らかにするため、新たに拘禁刑が創設されました。

#### 4 刑罰の種類

##### 【現行】

大分類	小分類	刑の重さ	内 容
主 刑	死 刑	1	絞首
	懲 役	2	刑務所の中で刑務作業をさせる。
	禁 錮	3	1か月以上刑務所に収容。刑務作業は課せられない。
	罰 金	4	1万円以上（上限なし）
	拘 留	5	1日以上30日未満刑務所に収容。刑務作業は課せられない。
	科 料	6	1,000円以上1万円未満
付加刑	没 収	7	犯罪に使われた凶器や、窃盗や収賄などで手に入れたものをとりあげる。



##### 【施行後】

大分類	小分類	刑の重さ	内 容
主 刑	死 刑	1	絞首
	拘禁刑	2	更生改善を目的とした作業を行わせ、指導等を行う。
	罰 金	3	1万円以上（上限なし）
	拘 留	4	1日以上30日未満刑務所に収容。刑務作業は課せられない。
	科 料	5	1,000円以上1万円未満
付加刑	没 収	6	犯罪に使われた凶器や、窃盗や収賄などで手に入れたものをとりあげる。

5 本町の条例の一部改正について

(1) 次の条例の「禁錮」又は「懲役」を「拘禁刑」に改める見直しを行います。

ア 大磯町職員の給与に関する条例（一部改正）

イ 大磯町まちづくり条例（一部改正）

ウ 大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（一部改正）

エ 大磯町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（一部改正）

(2) 施行日：令和7年6月1日（改正刑法の施行日とします。）

(3) 経過措置：法律の施行により、施行日の前後で罰則の適用が変更されるため、従前の制度との経過措置について定めます。

(参考) 罰則の適用に関するイメージ

